

中災防発教育第340号
令和7年2月3日

一般社団法人 全国警備業協会 御中

中央労働災害防止協会
理事長 竹越 徹
(公印省略)

令和7年度緑十字賞候補の推薦について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より当協会の業務運営につきまして、特段のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。さて、中央労働災害防止協会緑十字賞につきましては、別添の中央労働災害防止協会緑十字賞表彰規程（以下「表彰規程」）に基づき当協会会員各位よりご推薦をいただき、受賞が決定された方々を秋に開催いたします全国産業安全衛生大会の総合集会で表彰することとしております。

つきましては、ご多用の折、誠に恐縮に存じますが、貴団体会員企業様等に本表彰制度をご周知いただき、令和7年度緑十字賞候補を下記によりご推薦くださいますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

4. 推薦人数に関する留意事項①（表彰規程第4条第3項）

推薦できる被表彰候補の数は、原則として下記の表に掲げる推薦者の区分に応じ、それぞれ下記の表に定める数を上限とすると規定されております。

各推薦団体様間の公平を期すために、推薦数内での推薦をお守りいただきますよう、お願ひ申し上げます。

万が一、推薦数を超えた人数の推薦をする場合は、超えるに至った経緯や詳細な理由、並びに優先順位を明記の上ご連絡ください。

推 薦 者 の 区 分		推薦数(安全、衛生併せて)
定款第5条に定める会員	各1号会員（業種別災防団体）	2
	各2号会員（事業主団体）	2
	各3号会員（都道府県労働基準関係協会等） (1) 北海道、東京、神奈川、愛知、大阪、福岡 (2) 上記(1)以外の府県	2 1
	各4号会員（その他の関係団体）	1

5. 推荐人数に関する留意事項②（表彰規程第4条第3項）

推薦できる被表彰候補の数が2人の場合は、様々な業界・企業の安全衛生功労者へあまねく授与するという賞の理念の観点から、同一企業に所属する候補者を推薦することはお控えいただくようお願ひ申し上げます。

	×の例	○の例
1人目	ヨシ田化学㈱ 一松工場 ●田●子	ヨシ田化学㈱ 一松工場 ●田●子
2人目	ヨシ田化学㈱ 二竹研究所 ○山○彦	ヨシ田化学プラントサービス㈱ ▲川▲男

6. 企業に所属している候補者の事績に関する注意事項(表彰規程第2条第1項)

企業に所属している候補者の業績について、「イ 企業又は団体において以下の業務又は事業（以下「業務等」という。）に10年以上従事し、全国的又は地域的にその業績が顕著で他の範とするに足りる者。」に該当すると認められるのは、所属企業での安全衛生活動に加えて、業界もしくは地域の団体での、安全衛生に係る委員会・役員会・教育訓練事業での顕著な活動が認められる場合です。

業界もしくは地域の団体での活動が認められない場合（=所属企業での活動のみの場合）は、「ロ 企業又は団体において以下の業務等に長年にわたり従事し、その推進向上に顕著な貢献をした者」に該当します。この場合、「長年にわたり」とは、20年以上が目安であり、最低でも15年以上は必要です。

7. 「企業又は団体」の取扱に当たっての留意事項（表彰規程第2条第1項）

緑十字賞の被表彰者候補の資格として、企業又は団体において産業安全の推進、労働衛生の推進又は産業安全及び労働衛生の推進業務等に一定年数以上又は長年

にわたり従事していることを要件としていますが、この場合の企業又は団体は同一の企業又は団体に限りません。複数の企業又は団体において産業安全等の推進業務等に従事している場合は、これらを通算することができます。

8. 「産業安全及び労働衛生」部門の推薦に当たっての留意事項(表彰規程第2条第1項)

「産業安全及び労働衛生」の部門については、産業安全及び労働衛生の両部門の業務に従事し、いずれを主とするか定めがたい場合やその両部門の業務を通算することにより所定の年数に達する方を対象にすることができます（ただし、産業安全及び労働衛生の両方の業務を担当している期間につきましては、二重に計算はできません）。

9. 緑十字賞の対象となる「職域グループ」について（表彰規程第2条第2項）

本表彰制度における職域グループとは、一事業場より小さく、一個人より大きい規模で活動をしているグループとしております。事業場に所属する複数の個人であり、職域を同じくするグループの活動による業績が全国的又は地域的に顕著であるものに対し、「職域グループ」として表彰をすることができるものとしております。同一事業場の枠を越えた関連事業場等の横断的な活動に対して表彰を行うものではございません。例えば、工業団地あるいはグループ企業単位での活動は対象となりませんのでご留意ください。

また、「産業安全又は労働衛生推進のための活動を10年以上行い、全国的又は地域的にその業績が顕著であるもの」に該当すると認められるのは、自事業場での安全衛生活動に加えて、業界もしくは地域の団体での、安全衛生に係る委員会・役員会・教育訓練事業での顕著な活動が認められる場合です。

10. 同封物

- ・中央労働災害防止協会緑十字賞表彰規程

11. 表彰式等について

審査の結果は5月下旬に各推薦団体事務担当者様宛にご連絡する予定です。

受賞が決定された方々を第84回（令和7年度）全国産業安全衛生大会の総合集会の表彰式において表彰を行うこととしております。

- ・総合集会日程：令和7年9月10日(水)
- ・総合集会会場：インテックス大阪（大阪府大阪市）

12. その他について

表彰式への旅費につきましては、受賞者の方のご負担とさせていただいておりますので、予めご了解のほどお願いいたします。

以上

規 程 第 15 号
平成 19 年 5 月 14 日

中央労働災害防止協会緑十字賞表彰規程

中央労働災害防止協会緑十字賞表彰規程（平成 18 年規程第 10 号）の全部を次のように改正する。

（目的）

第 1 条 この規程は、中央労働災害防止協会（以下「中災防」という。）が、長年にわたり我が国の産業安全又は労働衛生の推進向上に尽くし、顕著な功績が認められる個人及び職域グループに対して行う緑十字賞表彰に関する事項を定めることを目的とする。

（表彰の対象）

第 2 条 緑十字賞の対象となる個人は、次の各号に該当するものとする。

(1) 次のいずれかに所属する者

イ 中央労働災害防止協会定款（以下「定款」という。）第 5 条に定める会員又は会員に加入する事業場等

ロ 定款第 13 に定める賛助会員である事業場等

ハ 大学又は研究機関等

(2) 事績に関し、次のいずれかに該当する者

イ 企業又は団体において以下の業務又は事業（以下「業務等」という。）に 10 年以上従事し、全国的又は地域的にその業績が顕著で他の範とするに足りる者。ただし、その功績が極めて顕著な場合は、以下の業務等への従事年数を 7 年以上とすることができる。

(イ) 産業安全の推進

(ロ) 労働衛生の推進

(ハ) 産業安全及び労働衛生の推進

ロ 企業又は団体において以下の業務等に長年にわたり従事し、その推進向上に顕著な貢献をした者

(イ) 産業安全の推進

(ロ) 労働衛生の推進

(ハ) 産業安全及び労働衛生の推進

ハ 大学又は研究機関等において産業安全又は労働衛生の研究に従事し、その業績が学会等において広く認められている者

(3) 表彰日において満 45 歳以上である者

(4) 産業安全又は労働衛生に関し、叙勲、褒章、内閣総理大臣賞又は厚生労働大臣功労賞のいずれについても授与されていない者

2 緑十字賞の対象となる職域グループは、次の各号に該当するものとする。

(1) 次のいずれかに所属するもの

イ 定款第 5 条に定める会員又は会員に加入する事業場等

□ 定款第13条に定める賛助会員である事業場等

(2) 産業安全又は労働衛生推進のための活動を10年以上行い、全国的又は地域的にその業績が顕著であるもの。ただし、その功績が極めて顕著な場合は、活動年数を7年以上とすることができる。

(表彰の方法)

第3条 緑十字賞の表彰は、毎年、全国産業安全衛生大会において、表彰状及び副賞を授与して行う。ただし、天変地異その他やむを得ない事由により当該大会が開催されないこととなった場合は、表彰状及び副賞を送付することにより行うことができるものとする。

(被表彰者の推薦及び決定)

第4条 被表彰者は、次の第2項及び第3項により推薦された候補の中から、第5条に規定する表彰審査委員会の審議を経て、理事長が決定する。

2 被表彰候補の推薦は、次の各号に掲げる者が行うことができる。

(1) 定款第5条に定める会員

(2) 組織規程（昭和39年規程第1号）第2条、第4条から第4条の4、第6条の2及び第6条の3に規定する部、センター又は室の長

3 前項の推薦者が当該年度に推薦できる被表彰候補の数は、原則として別表に掲げる推薦者の区分に応じ、それぞれ別表に定める数を上限とする。

(表彰審査委員会)

第5条 表彰審査委員会の委員は、理事長、専務理事、常務理事並びに組織規程第2条、第4条の3、第6条の2及び第6条の3に規定する部、センター又は室の長とする。

2 表彰審査委員会の委員長は、理事長とする。

3 表彰審査委員会は、委員長が招集する。

4 表彰審査委員会における議事の進行は、教育ゼロ災推進部長が行う。

5 委員長が必要と認めた場合には、事務を担当する職員その他第1項の委員以外の職員を出席させることができる。

6 表彰審査委員会の庶務は、教育ゼロ災推進部が行う。

(経費)

第6条 緑十字賞表彰に関する経費は、篤志家からの寄付金及びその利子をもって充てる。

(施行細目の委任)

第7条 この規程の施行に関して必要な事項は、教育ゼロ災推進部長が定める。

附 則

第1条 この規程は、平成19年5月14日から施行する。

附 則（平成20年6月25日規程第17号）

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成 23 年 6 月 30 日規程第 26 号）

この規程は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 8 月 9 日規程第 36 号）

この規程は、公布の日から施行し、改正後の中央労働災害防止協会緑十字賞表彰規程は平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 24 年 2 月 29 日規程第 6 号）

この規程は、平成 24 年 2 月 29 日から施行する。

附 則（平成 30 年 2 月 26 日規程第 6 号）

この規程は、平成 30 年 2 月 26 日から施行する。

附 則（令和 2 年 6 月 18 日規程第 17 号）

この規程は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条第 3 項関係）

推 薦 者 の 区 分		推奨数（安全、衛生併せて）
定款 第 5 条に定める会員	各 1 号会員 (業種別災防団体)	2
	各 2 号会員 (事業主団体)	2
	各 3 号会員 (都道府県労働基準関係協会等) (1) 北海道、東京、神奈川、愛知、大阪、福岡 (2) 上記(1)以外の府県	2 1
	各 4 号会員 (その他の関係団体)	1
	中災防 (各推薦者からの内申を調整するものとする。)	若干名